

会計収斂化へ向けた SEC 規制の一側面

——会計責任重視への転換——

上 田 晋 一

1. はじめに
2. 会計収斂化に対する SEC の従来立場
3. 会計基準の品質と資本市場に対する影響
4. 原則主義会計基準の採用へ向けた動き
5. 目的志向型会計基準と会計責任
6. まとめ

1. はじめに

会計基準の国際的な収斂化 (convergence) が現実味を帯びるにつれ、国内の財務報告においても、また国境を越えた財務報告においても利用できるよう「高品質かつ互換性のある会計基準」(FASB = IASB [2002]) の在り方をめぐって喧しい議論が展開されている。実際には、国境を越えた上場あるいは資金調達の際に企業が使用できる「高品質」とされる会計基準の候補は、米国会計基準 (US-GAAP) と国際会計基準 (IAS, なお、2002 年より国際財務報告基準: IFRSs) の 2 組に絞られている。そして、さらなる収斂化を実現する上で、この 2 組の基準間に存在する相違をどのように解消していくべきかが問題とされているわけである。こうしたことから、米国会計基準設定に対する実質的な管轄権をもつ米国証券取引委員会 (SEC) の動向が、収斂化の帰趨を予測する上で注目されている。

こうした現状を念頭に置き、本稿は、SEC による開示規制の最近の動向を、国際会計基準との収斂化へ向けた対応という観点から検討する。特に、2002 年サーベインズ・オックスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) の

制定を契機に、SEC は経営者と監査人の会計責任を重視する原則主義的な基準設定アプローチの採用へ向け動いており、こうした開示規制に対するスタンスの転換が会計収斂化に大きな影響を与える可能性があることについて論ずる。

最初に、会計収斂化に対する SEC の従来の立場を確認し、問題の所在を指摘する。これを踏まえ、米国会計基準と国際会計基準の「品質」を資本市場に対する影響という観点から比較している証拠をレビューし、かかる観点によって2組の会計基準を評価することの問題点について言及する。次に、会計収斂化問題の背後には、会計基準の在り方として「原則主義 (principles-based)」が望ましいのか、それとも「細則主義 (rules-based)」が望ましいのか、という解決すべき大きな争点が存在することを述べる。この課題に対しては、SEC は最近公表した研究報告書で一定の回答を示している。その中で SEC が提案する「目的志向型 (objectives-oriented)」と称する基準設定アプローチの内容を検討し、若干の論評を試み、最後にまとめを述べる。

2. 会計収斂化に対する SEC の従来の立場

米国会計基準と IFRSs の収斂化を巡る議論のそもそもの発端は、米国において資金調達ないし上場する外国企業が米国基準以外の会計基準に準拠する財務諸表を当局に提出する場合、それを開示規制上、承認すべきかどうかという点にあった。米国開示規制の根拠となる法は1933年証券法 (Securities Act of 1933) と1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) であり、証券取引所法は SEC に対し、登録企業の開示書類を管轄する権限を与えている¹⁾。現在のところ SEC は、外国企業に対し、米国

1) SEC は証券取引所法第4条に基づき、米国証券市場の規制と投資家保護を目的として設立された準司法機関である。SEC は公開企業が準拠すべき会計基準を設定する権限を有しているが、実際の基準設定作業はプライベートセクターである米国財務会計基準審議会 (FASB) に委ねている。

会計基準に準拠した財務諸表を作成し、それを外国企業向けの報告様式 Form20-F を用いて届出をする義務を課している。ただし、外国企業本国の会計基準が「広い範囲をカバーしている会計基準 (comprehensive set of accounting standards)」と認められるものである場合、その基準に従って作成された財務諸表に「調整 (reconciliation)」を施したものを提出できるとする例外規定が存在する²⁾。すなわち、本国基準 (あるいは IAS) と米国基準との間に重要な相違がある場合には、それらの項目を調整表に記載し、本国基準 (あるいは IAS) に準拠する財務諸表に調整表を加えて提出すればよいものとされている。調整方式による場合、あるいは最初から米国基準に準拠した財務諸表を提出する場合いずれにおいても、外国企業は二重に近い財務諸表作成コストの負担を強いられることになる。

こうした、いわば自国中心主義的な SEC 開示規制を擁護する際にしばしば引用される事例が、1993 年にニューヨーク証券取引所に上場したドイツのダイムラーベンツ AG (Daimler-Benz AG) の調整表³⁾である。ダイムラーは 1993 年度においてドイツ基準の下では 6 億 1500 万ドイツマルクの純利益を計上する一方、米国基準への調整を施した結果、18 億 3900 万ドイツマルクの純損失を計上したことはよく知られている。このケースのように、2 組の会計基準に準拠した財務諸表をそれぞれ作成する結果、報告数値に巨額の食い違いが生ずる場合がある。したがって、複数組の基準を国内で承認し、それらのうちどの基準に準拠すべきかを登録企業の選択に委ねるような政策は、国内投資家保護を重視する当局の立場からは受け入れることはできない、ということになろう⁴⁾。

2) Regulation S-X, 17CFR 210.4-01 (a) (2). なお、「幅広い範囲をカバーしている会計基準」の中には、少なくとも IAS が含まれると解釈されている (SEC [2000] III. A).

3) この調整表について詳細は Flower [2002] pp. 219-221, Scott=Wellons [2002] pp. 36-39, 青木 [2000] 190-193 頁を参照。

4) 一方、上述のような自国中心主義的な開示規制を貫くと、米国にとっても不利益となるとの見解も存在した。敷居の高い開示規制を課す結果として、

他方で、SEC は、部分的に IAS に準拠した財務諸表を承認するような一連の規制緩和を 1994 年に実施している。それらは、キャッシュフロー計算書については IAS 7 号に準拠して作成したものを認める、企業結合会計における暖簾の償却方法および持分プーリング法の適用範囲を IAS 22 号に従って決定することを認める、さらには、ハイパーインフレ経済化で活動する事業体に対し IAS 21 号に従った為替換算の会計処理を認める、というものであった (SEC [2000] III. A)。

こうした IAS の部分的な受け入れの背景には、各国証券規制当局から構成される証券監督者国際機構 (IOSCO) の一員として、SEC が 90 年代を通じて国際会計基準委員会 (IASC) の活動を一貫して支持してきたことが挙げられる⁵⁾。周知のごとく、IOSCO は 2000 年 5 月に IASC が作成したコア・スタンダード (core standards) を承認するに至り、各国証券規制当局に対して、国境を越えた資金調達および上場をする企業が IAS に準拠した財務諸表を提出した場合、それを認めるよう勧告している。この出来事に対する SEC の基本的スタンスは、コア・スタンダード承認を見越して 2000 年 2 月に SEC が公表したコンセプトリリース (concept release) 『国際会計基準』の中にみることができる。

このコンセプトリリースでは、市場経済の効率性を達成するために高品質なグローバル財務報告の仕組みを築き、比較可能性および信頼性ある情報を資本市場参加者に提供することが必要不可欠であるとの SEC の認識が示されていた。しかし、そこには同時に、米国において IAS が受入可能な会計基準であるか否かに関する質問事項を列挙するという形で、会計基準としての IAS の「品質」に対する SEC の疑念が表明されていた。

外国企業が米国市場を敬遠し他国市場へ流れ、米国資本市場の競争力が失われるのではないかという懸念によるものである。こうした見解は、80 年代後半における米国経済の停滞を背景として展開されたものであった。この主張の是非については青木 [2000] 210-213 頁を参照。

5) この間の展開について詳細は杉本 [2003] を参照。

とりわけ、当該リリースは、IASC の公表する基準が次の 3 規準を満たすものであるか否かに関して関係者の意見を求めていた (SEC [2000] IV. A)⁶⁾。

- ①幅広い範囲を十分にカバーしており、一般に認めうる基礎を有しているかどうか
- ②(調整表がなくとも)十分に高品質な財務報告を提供できるかどうか
- ③厳格な解釈および適用が可能かどうか

このことから、SEC は、少なくとも当該リリース公表当時、IAS の会計基準としての品質に対し、大きく分ければ、次の 2 点の疑念を抱いていたものと推測される。第 1 に、IAS が米国基準と比べて、投資家の意思決定に役立ち、効率的な資本市場の形成に資する情報を提供することが可能かどうか、という疑念である。第 2 に、IAS は米国基準と比べて、厳格な適用指針が用意されていないため、基準を確実に運用することが困難なのではあるまいか、という疑念である。第 1 の問題について次節で検討し、第 2 の問題については 4 節で検討する。

3. 会計基準の品質と資本市場に対する影響

米国における開示規制の当事者であった SEC 前委員長 Arthur Levitt は、『高品質な会計基準の重要性』と題する論評の中で、資本市場における会計基準の役割について次のように述べている。「我々が取り組む市場規制において最も重要なことは、高品質な会計基準を確立し、それを維持していくことである。(中略) 資本市場が成功するかどうかは、会計制度と開示制度の質に、まさに依存しているのである。(中略) 高品質な会計基準は、投資家に多大な信頼を与えることから、流動性を高め、資本コスト

6) コンセプトリリースでは、この 3 規準に沿い、20 の質問事項 (①に関するもの 3 個、②に関するもの 4 個、③に関するもの 13 個) を列挙している。さらに、これらの事項に加えて、米国で資金調達および上場する外国企業に IAS を承認する場合のあり得べき方策に関する 6 個の質問事項が挙げられている。

トを低減し、公正な価格形成を可能にする」(Levitt [1998])。この主張を経済理論の観点から敷衍すると、次のようになる。

一般に、売り手と買い手の間に証券の品質に関する情報が公平に行き届いていない状況においては、買い手は証券の品質について平均的な評価しか下せないため、低品質な証券が多数流通するようになる。この結果、買い手は証券購入に慎重な態度をとり、市場の流動性は低くなってゆく。こうした売り手と買い手の間に存在する情報非対称性を原因として起こりうる逆選択 (adverse selection) を防止するために、高品質証券と低品質証券の見分けが可能となる何らかの情報開示の仕組みが必要になってくる⁷⁾。その仕組みに関する社会的な約束事が一般に認められた会計基準に基づく情報開示の制度である⁸⁾。開示制度による正確な情報提供が保証されれば、買い手が不確実性ある取引に参加する見返りとして要求するリスクプレミアムは減少する。証券発行者である企業サイドから見れば、これは資本コストの低減を意味する⁹⁾。

このように考えると、効率的な資本市場形成に役立つ高品質な会計基準

-
- 7) ただし、高品質証券の保有者は、低品質証券の保有者が模倣できないやり方で保有証券に関する正確な情報を自ら発信しようとするかもしれない。こうした行為をシグナリング (signaling) という。
 - 8) 売り手によるシグナリングが存在することを考慮すれば、法による強制的開示がなぜ必要とされるかについては検討の余地がある。伝統的には、開示される情報を公共財と捉え、公共財市場からフリーライダーを排除することが強制的開示の論拠とされている。Easterbrook=Fischel [1991] chap. 11 を参照。
 - 9) 開示の水準と資本コストの関係については、例えば Botosan [1997] を参照。なお、資本コストの低減効果を会計基準に期待するのであれば、各国で異なる会計基準を無理に統一するよりも、むしろ、準拠する (一組の) 会計基準の選択を企業に委ね、各基準設定機関に対しては準拠企業の数を巡って互いに競争するよう促すレジームを導入するのが望ましいとする主張もある (Sunder [2002])。競争こそ長期的には効率的な会計基準の形成を促すという主張であろう。Huddart et al. [1999] は、開示基準を自由に設定できる各取引所が企業を引きつけるために互いに競争する状況をモデル化し、最終的にはより厳格な開示基準を課す取引所の流動性が高くなることを示すことによって、この主張を裏付けている。しかし、規制当局がこうした競争導入論を簡単に受け入れるとは思われない。

とは、何よりもまず、企業と投資家、あるいは売り手と買い手の間にある情報非対称性を軽減し、市場流動性を高めることに寄与する会計基準を意味しよう。したがって、この意味において米国基準と IAS のどちらが勝っているのが問題となる。この問題に対しては、本来実証的な検討を要すると思われる。しかし、2組の会計基準の使用が同一資本市場において対等に認められている条件があつて初めて、両基準の優劣を公平に評価することが可能になるという理由から、現在のところ限られた証拠しか得られていない¹⁰⁾。最近公表された Leuz [2003] による実証研究は、米国基準と IAS の2組のうち準拠すべき基準を企業が選択できるドイツのノイアマルクト (Neuer Markt) に焦点を当て、情報非対称性と市場流動性の観点からこの2組の基準の質に関する比較を行っている。彼の論文は、他の諸条件が一定のもとで両会計基準の品質に差が生ずるか否かについて唯一の証拠を示しているから、以下、若干詳しくレビューすることにしたい。

ノイアマルクトは、1997年3月にドイツで開設され、2003年6月に閉鎖された中規模企業向けの株式市場である。その大きな特徴は、上場企業に対し、米国基準あるいは IAS に準拠した財務諸表による開示を義務づける規制を設けていたことが挙げられる。上場企業は、準拠すべき会計基準を二者択一できることを除き、同一の市場規則に服することになるため、ノイアマルクトは、米国基準と IAS の質を公平に比較する条件を提供していたといえる¹¹⁾。Leuz は、ノイアマルクト上場企業をサンプルとして、米国基準に準拠する企業と IAS に準拠する企業との間に、情報非対称性

10) 例えば、Harris = Muller [1999] は、米国に上場する IAS 準拠企業が提出する調整表に記載される項目は価値関連性を高めるという結果を示している。また、Ashbaugh = Olsson [2002] は、ロンドン証券取引所に上場する非米国および非英国企業をサンプルとして、純利益情報および純資産簿価情報の価値関連性を調査したところ、IAS 準拠企業と米国基準準拠企業との間に有意な差は認められないという結果を示している。前者の研究は Form20-F を提出する米国上場企業のみをサンプルとしていること、後者の研究は財務諸表の特定項目にのみ焦点を当てていることが、それぞれ難点として挙げられる (Leuz [2003] p. 449)。

および市場流動性という点で統計上有意な差が認められるかどうかについて検証を行っている¹²⁾。

彼の論文では、情報非対称性の程度を示す代理変数として、指値売り注文の最低価格と指値買い注文の最高価格の差額であるビッド・アスクスプレッド (bid-ask spread) が用いられている¹³⁾。流動性の程度を示す代理変数としては、出来高 (turnover) が用いられている。もし、米国基準が IAS と比べて情報非対称性を減ずる程度が高い基準であるならば、米国基準を採用する企業のビッド・アスクスプレッドは IAS を採用する企業のそれと比べて小さくなることが予測される。同様に、もし、米国基準が IAS と比べて流動性を高める基準であるならば、前者を採用する企業の出来高は後者を採用する企業のそれと比べて高くなることが予測される。調査の対象は、市況が安定していた 1999 年 6 月 1 日から 7 月 31 の期間と 2000 年 6 月 1 日から 8 月 31 日の期間において、ノイアマルクトに上場していた

- 11) ノイアマルクトの市場規則 (Regelwerk) は、ドイツが従来、間接金融中心で資本市場が未発達であったことに配慮し、厳格な上場基準、ドイツ会計基準の意図的な排除など、市場流動性を高めるための多様な工夫が施されていた。ノイアマルクトに関する詳細は佐藤[2001] 第 2 章を参照。なお、ノイアマルクトはドイツ証券取引所の市場改革の方針に従い、2003 年 6 月に閉鎖され、開示に基づく新たな市場区分である「プライムスタンダード」(米国会計基準か IFRS に準拠) と「ジェネラルスタンダード」(ドイツ会計基準に準拠) に引き継がれることになった。ノイアマルクト上場企業の多くは前者に移行したといわれている。
- 12) ノイアマルクトで開示される連結財務諸表は純粋に情報開示だけを目的として作成され、配当可能限度額の計算や課税所得の算定といった別の目的が反映されない。このことが調査の頑強性を高める利点の一つとして挙げられている。
- 13) ビッド・アスクスプレッドは情報非対称性の程度を示す典型的な代理変数とされる (大村他 [1998])。通常、株式市場の売買注文方式には、オークション方式とマーケットメーカー方式の 2 つがある。前者の方式では、売り手と買い手が指値を示し、それらが一致したときに取引が成立する。双方が示す指値の差額がビッド・アスクスプレッドである。後者の方式では、マーケットメーカーが売りと買いの気配値を示し、投資家はこの値に基づいて売買注文に応ずる。ノイアマルクトは、Designated Sponsor と呼ばれるマーケットメーカーが存在したが、その役割は限定的 (市場開始時、注文が出ないとき、株価ボラティリティが高いときに気配値を示す程度) であって、基本はオークション方式であった。

会計収斂化へ向けた SEC 規制の一側面

表 1. 情報非対称性の程度に関する IAS と米国会計基準の比較

(出典: Leuz [2003] p459, table3)

	1999 (サンプル数 69 社)	2000 (サンプル数 195 社)	2000 (上場後 1 年以上) (サンプル数 77 社)
パネル A: ビッドアスクスプレッドに関する IAS 準拠企業と米基準準拠企業の差の分析			
定数	2.935*** (8.040)	2.123*** (13.097)	2.095*** (10.143)
米国基準 (-)	-0.018 (-0.402)	-0.022 (-1.013)	-0.001 (-0.033)
企業規模 (-)	-0.273*** (-12.449)	-0.228*** (-16.662)	-0.245*** (-14.804)
出来高 (-)	-0.210*** (-3.658)	-0.160*** (-9.873)	-0.182*** (-6.416)
株価変動率 (+)	0.256*** (2.879)	0.248*** (6.577)	0.265*** (3.942)
浮動株比率 (-)	-0.189*** (-3.078)	-0.120*** (-2.451)	-0.136** (-2.308)
修正済 R ²	0.752	0.782	0.817
F 統計量	42.188***	139.851***	68.715***
パネル B: 出来高に関する IAS と米国基準の差の分析			
定数	1.950** (2.298)	2.892*** (5.894)	2.119*** (2.686)
米国基準 (+)	0.007 (0.069)	-0.088 (-0.972)	-0.012 (-0.087)
企業規模 (+/-)	0.036 (0.700)	-0.089** (-2.375)	-0.119** (-2.009)
株価変動率 (+)	0.572** (2.485)	1.289*** (8.891)	1.105*** (5.361)
浮動株比率 (+)	0.644*** (4.512)	0.819*** (6.005)	0.560*** (2.805)
株価指数組入 (+)	0.278** (2.191)	0.183* (1.775)	0.281 (1.547)
修正済 R ²	0.324	0.394	0.381
F 統計量	7.528***	26.268***	10.369***

パネル A はノイアマルクト上場企業 (ただし国外でも上場している企業および国外で設立された企業を除く) のビッドアスクスプレッドを、パネル B は出来高を、それぞれ被説明変数とする対数線型モデルを用いた Leuz [2003] による回帰分析の結果 (括弧内は t 値) を示している。表の 1 列目は説明変数と符合予測。なお、「米国基準」変数は米国基準採用企業を 1, IAS 採用企業を 0 とするダミー変数。4 列目は 2000 年サンプルのうちノイアマルクト上場後 1 年未満のものを除外して得られた結果が示されている。

*10% 水準で有意 (両側), **5% 水準で有意 (両側), ***1% 水準で有意 (両側)

企業のうち、ドイツ国内で設立され、かつ他国の取引所に上場していない企業とされている。その結果、最初の期間では IAS 準拠企業は 40 社、米国基準準拠企業は 29 社であり、次の期間では IAS 準拠企業は 102 社、米国基準準拠企業は 93 社というサンプルが得られている。

Leuz による検証の結果は、ビッド・アスクスプレッドおよび出来高どちらについても、クロスセクションでみた場合、米国基準準拠企業と IAS 準拠企業との間に統計上有意な差は認められない、というものであった。また、ビッド・アスクスプレッドおよび出来高に影響を与える可能性がある他の諸変数を制御した上でもなお、同様の検証結果が得られている(表1)。こうした結果は、少なくとも情報非対称性を減らし、市場流動性を高めるという観点からすれば、米国基準と IAS は同水準にあるという解釈が可能であるから、SEC の抱く疑念に対し反証を提示するものといえる¹⁴⁾。あるいは、情報非対称性の程度や市場流動性に影響を与えるのはそもそも会計基準以外の要因であるから、会計基準の選択は結果に影響を与えない、とする解釈も成り立つ。むしろ、こうした一市場の結果をもって、両基準の品質に重大な差はないと結論づけることはできないであろう。さらなる証拠の蓄積が必要とされようが、両基準を対等に認める市場が他にほとんど存在しないことを考えれば、資本市場に対する影響という観点から両基準を比較することには限界があると思われる。

4. 原則主義会計基準の採用へ向けた動き

最近になって、米国会計基準は細かい規則に必要以上に依存しており、そうした細則主義といわれる基準設定のアプローチが様々な問題を引き起こしているから、この際これを改め、原則主義と呼ばれる基準設定のアプローチへと転換すべきとする主張が展開されている¹⁵⁾。この問題の核心に

14) ただし、Leuz 自身はこの結果から特定の政策的判断を導くべきではないと述べている。

については、米国議会上院銀行住宅都市委員会 (Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the U. S. Senate)¹⁵⁾ において国際会計基準審議会 (IASB) 議長 David Tweedie が行った証言が参考になる。Tweedie は、「企業の業績および財務状態を完全に、かつ正確に描写する財務諸表を公開することによって投資家の信頼を獲得する高品質な会計基準の重要性は強調してもし過ぎることはない」とした上で、IFRSs と米国会計基準の相違について次のように述べている (Tweedie [2002])。

彼によれば、IFRSs と米国基準はともに、一群の会計諸概念に依拠しているという意味では「原則主義」的に設定されているとの見方が可能であるけれども、総じて、米国基準は特殊な論点についても網羅的に規定を設け、基準に対する詳細な適用指針を用意する傾向がある。こうした詳しさは、主に基準設定を取り巻く米国特有の環境に理由を求めることができるのであって、例えば、企業は適切な会計処理を自ら判断する煩わしさを回避するという理由により、監査人はクライアントとの深刻な意見の衝突を避け、また訴訟から身を守るという理由により、さらに規制当局は権限の執行が容易になるといった理由により、それぞれが細則を需要している、というのである。Tweedie が述べるところによれば、このような細則に対する過剰な依存は、「してはいけなくて何処に書いてあるのか (where does it say I can't do this?)」といった発想の蔓延をもたらす。こうした発想は細則を設ける結果として生ずる副産物であり、設定された基準に込められた本来の意図を巧みにすり抜けようとする者達を助長し、基準の背後に存在するはずの原則に焦点を当てるところか、むしろ覆い隠してしまう危険がある、と指摘するのである。

15) FASB が2002年10月に公表した「米国基準設定に対する原則主義アプローチ」と題する提案書はその1つの現れといえる。

16) 上院銀行住宅都市委員会は SEC の年間予算決定権を有している。以下で述べる原則主義アプローチの採用へ向けた展開には、現行の細則主義アプローチがもたらすコストの問題が少なからず影響しているはずである。

米国基準に存在するこうした問題点を指摘した上で、Tweedie は、会計基準設定の在り方として、企業と監査人に対し、基準の軸となる原則と彼らが選択した会計処理との間に整合性があるのかどうか、再考を促すようなアプローチが望ましい、との立場を表明している。このアプローチに従えば、企業と監査人はその専門的判断を公益に資する形で行使するよう求められるという。より具体的には、財務諸表作成者に対して、あらゆる取引を忠実に表現する財務諸表を作成する義務を課し、監査人に対しては、クライアントからの圧力に抵抗する義務を課すものとされる。さらには、個々の基準書に原則を具体的に記すことによって、企業と監査人は細則に依存することなくとも、こうした義務を遂行できるはずである、と主張するのである。

エンロン事件やワールドコム事件等の一連の不正会計事件を受けて 2002 年 7 月 30 日に米国で制定されたサーベインズ・オックスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002: 以下、SO 法という) は、SEC が Tweedie の示す在り方へ向けて米国会計制度改革に着手する決定的契機を与えたといえる。SO 法は、SEC スタッフに対し、米国が原則主義に基づく会計制度を採用するための研究を次に示す 4 項目について実施するよう勧告しており、その成果を 2003 年 7 月 30 日を期限として議会に提出する旨を規定していた (第 108 条(d))。

- ①現在米国において原則主義に基づく会計基準がどの程度存在するのか
- ②細則主義から原則主義へと会計制度を改革するために要する期間
- ③原則主義会計制度の実行可能性および実行の方法
- ④原則主義を採用するための包括的な経済分析

この勧告に対する回答が、SEC が 2003 年 7 月 25 日に公表した『サーベインズ・オックスリー法第 108 条 (d) の指示による、米国財務報告制度が原則主義会計制度を採用することに関する研究』と題する研究報告書である (以下、報告書という)。この報告書で示されている米国基準設定の将来

像は、「国際的な会計基準との収斂を果たすための手段」(SEC [2003] V. E)を提供するものとされている。実際、それは Tweedie が主張する原則主義会計基準の在り方をほぼ踏襲する内容となっており、そこで示されている方向どおりに米国会計基準が改革されていくのであれば、IFRSs との収斂化はいっそう加速するものと予想される。次節でその内容についてみる。

5. 目的志向型会計基準と会計責任

SO 法は、経営者および監査人の証券諸法違反に対する罰則を強化し、投資家の利害に適う行動をとるインセンティブを彼らに与えるための様々な法規定が設けられている。とりわけ、会社の最高経営責任者と最高財務責任者は、投資家にすべての重要な情報を開示し、それらが会社の財政状態、経営成績、キャッシュフローを忠実に表現していることを証明する義務が課される(302条(a))。監査人は、新たに設立された公開会社会計監視委員会(PCAOB)によるモニタリングを受けることになり(104条(b))、クライアントが会計基準を遵守し、取引事象の経済的実質を反映する適切な開示を行っているかどうかを評価する能力が従来以上に重視されることになる(SEC [2003] I. E)。

報告書が提案する新たな基準設定のアプローチは、こうした SO 法による諸改革を補完するものと位置付けられており、かつてない程に経営者と監査人の会計責任を強調する内容となっている。まず、報告書は、会計基準の有り様を「細則主義(rules-based)」、「原則主義(principles-based)」、「原則オンリー(principles-only)」という3つに類型化し、細則主義基準と原則オンリー基準に内在する欠陥を指摘している。その上で、現在の米国基準も国際的な会計基準も、いずれも SEC が理想と考える原則主義基準とはいえないとし、ここで新たに「目的志向型(objectives-oriented)」と称する基準設定のアプローチを提案している。以下、報告書に基づき、その

論理の展開を追ってみることにしたい。

原則オンリー基準とは、基準を運用する上での指針をほとんど提供しないような基準であるとされている¹⁷⁾。そうした基準では、経営者と監査人に対し、専門的判断を行使するための十分な骨組みを与えないまま取引事象の会計処理を決定するよう求めることになるから、結果として、同一事象の会計処理が企業間で異なってしまうという欠陥がある、とされる。

他方、原則オンリー基準の対極に位置付けられる細則主義基準は、しばしば米国基準の特徴とされている。しかし、報告書の指摘によれば、細則主義基準には次に挙げる重大な欠陥が含まれているものとされる。

- ①多数のブライトラインテスト (bright line tests : 明確な線引き基準) が含まれているために¹⁸⁾、表面上は基準に準拠しているよう見せかける一方で、技巧を凝らして基準本来の目的をすり抜ける術を財務の専門家に与えてしまう。具体的な数値で示されるブライトラインを境に全く異なる会計処理が適用されるから、財務諸表作成者は取引の形式を若干操作するだけで、自らにとって好ましい報告を行うことができる¹⁹⁾。

-
- 17) 原則オンリー基準の例としては、減損の兆候がある資産について減損損失を認識するとする基準書第 121 号、および、償却性資産の取得原価には、取得した資産を据付けて使用しうる状態にするまでに要したすべての費用が含まれるとする現行のルールが挙げられている (SEC [2003] II. B. iii)。
- 18) ブライトラインテストの例としては次のものが挙げられている。リース会計におけるオペレーティングリースかキャピタルリースかを判別するための 4 規準のうち 2 つの規準 (リース期間が耐用年数の 75% 以上、最低リース料の現在価値がリース資産公正価値の 90% 以上)。年金会計におけるコリドール方式による未認識損益累計額の償却 (期首予測給付債務あるいは年金資産の市場関連価値のいずれか大きい方の 10% を超える部分を償却)、連結会計における連結範囲の決定基準 (議決権付き株式の過半数 (50% 超) を所有、特別目的事業体に対し総資産 3% 以上の資本投資)、不動産販売による総収益の認識 (販売不動産のタイプに応じて、それぞれ 5%, 10%, 15%, 20%, 25% の手付金の支払いを要する) (SEC [2003] II. B. i)。
- 19) 明確な線引きを境に異なる会計処理が適用される状況下においては、企業は取引を調整し、自らにとって好ましい方の会計処理を適用しようとするインセンティブが生ずる (classifications manipulation : 区分操作)。Dye [2002] は、

この結果、経済的実質が同じである取引事象に異なる会計処理が適用され、比較可能性が損なわれる²⁰⁾。

- ②基準の基礎になる原則に対して多数の例外が存在するため、基準の内的整合性が損なわれる。多数の例外は、事前に想定しうるあらゆるシナリオに対応した会計処理を一様に規定し、専門的判断の混入する余地を限りなく狭めようとする狙いから生ずるものである。しかし、こうした狙いとは裏腹に、雑多な例外の中からどの会計処理を選択すべきかを決定するためには専門的判断を要し、その際にはしばしば、経済的実質が同じである取引事象に異なる会計処理が適用されるため、比較可能性が損なわれる。
- ③大部かつ詳細な適用指針が存在するために、基準を確実に運用することができない。

以上のように、原則オンリー基準と細則主義基準はともに重大な欠陥を内包しているため、報告書は、会計基準の在り方としては次の定義で示される原則主義会計基準こそが理想である、と主張する。すなわち、

「具体的な会計原則を簡潔に述べ、そこには基準の中核となる会計目的が組み込まれており、基準の例外や内的な不整合が、仮にあったとしても、ほとんどないものである。さらに各種の取引事象に対して

こうした状況下における企業の財務諸表作成プロセスをモデル化することによって、厳格な会計基準は、結果として、取引調整に要するコストと区分操作により得られる便益とを比較衡量する手段を企業に与えるものに過ぎなくなることを示している。

- 20) 比較可能性 (comparability) とは、「情報利用者に二組の経済現象の類似点と相違点を識別させる情報の特性」(FASB [1980] 邦訳 59 頁) をいう。この概念の背後には、事象の会計処理は経済的実質を優先して行うべきとする考え方 (AICPA [1970] para. 127) があると考えられる。もちろん、個々の基準設定毎に問題となるのは、事象の経済的実質の異同をどのように判別すればよいのか、その規準である。

相応しい量の適用指針を用意し、ブライトラインテストを排除するものである。最終的に、個々の基準は首尾一貫した財務報告の概念フレームワークに従い、そこから論理的に導かれるものである」(SEC [2003] I. C)

報告書は、上の定義に合致する会計基準を目的志向型基準と命名し、またそうした基準を設定するアプローチを目的志向型基準設定と呼んでいる。それは、次の理由によるものとされる。

- ・ある会計基準を適用するにあたって、財務諸表作成者（あるいは監査人）は、当該基準の会計目的に適合する会計処理を選択するよう要求される。
- ・個々の基準は、会計基準の体系を貫く包括的で首尾一貫した概念フレームワークに明記されている一群の目的に適合した形で公表される。
- ・基準の例外は、その性質上、原則の中に組み込まれている会計目的と矛盾し、内的整合性を損ない、かなり詳細な適用指針を作成しなければならないため、排除される。
- ・ブライトラインテストは、こうした例外を生み出す温床となるため、排除される。
- ・ある基準の適用対象となる各種の取引事象を明確化し、相応しい分量の適用指針を用意することによって、財務諸表作成者と監査人が適切な会計処理をするための基盤を与える。
- ・投資家が個々の基準に明記された目的を学習することによって、報告された数値の意味をしっかりと把握できるようになる。

これらの理由から分かるように、目的志向型基準は、基準書に具体的原則と会計目的を記すことによって、経営者・監査人に対し、取引事象の経済的実質を会計目的に適合した形で財務報告書に記載する会計責任を課すものといえる。そこでは、経営者と監査人による専門的判断の行使を、目

的に適合する会計処理を選択することへと方向付け、経済的実質が同じである取引事象に対して同一の会計処理の適用を促すことによって、財務報告の比較可能性を達成することが大きな狙いとされている。そうした狙いが達成されることにより、最終的には、経営者・監査人のインセンティブが投資家利害と両立することが期待されるのである (SEC [2003] V. B)。

報告書はまた、目的志向型基準設定を実施するためには現在の概念フレームワークを改善する必要があると主張している²¹⁾。具体的には、基準間の論理整合性を保つため、資産・負債観 (asset-liability view) に基づく基準設定を徹底化し、特に概念基準書第 5 号における収益認識規準に関する部分は、現行実務を単に記述したものに過ぎないから、これを全面的に見直すよう提言している (SEC [2003] III. B)。私見ではあるが、こうした資産・負債観の徹底は、会計がこれまで収益・費用観 (revenue-expense view) のもとで堅持してきた伝統的な受託会計責任説明機能が必ずしも維持されなくなることを意味する。その不在を補うのものが、「目的の明確化」という会計基準における対処と、「経営者・監査人に対する罰則強化」という法的対処に他ならない。

なお、報告書では、現在公表済の米国基準の中で、上で述べた目的志向型基準に近い形で設定されている原則主義的な基準の例として、基準書第 141 号「企業結合」と基準書第 142 号「暖簾およびその他の無形資産」の 2 つを挙げている²²⁾。報告書が企業結合会計基準を題材として細則主義基準、原則主義基準、および原則オンリー基準の比較をした結果が表 2 である。

21) そのほか、真実公正な概観の要請による会計基準からの離脱 (true and fair override) は認められない、との記述も見られる (SEC [2003] III. G)。IFRSs との収斂化を図るにあたって、この点が今後大きな問題となる可能性もある。

22) これらの基準が原則主義的であるとされる理由として、①非営利事業体と共同事業体の企業結合に関する若干の例外を除いて、適用範囲の例外がない、②取得資産・引受負債のすべてを認識するという意味において、資産・負債観を採用している、③暖簾の償却期限を定めず、非償却としている点で、ブライトラインを排除している、④基準書の Appendix において若干の適用指針を提供している、ことが挙げられている。しかしながら、表 2 からも明ら

会計収斂化へ向けた SEC 規制の一側面

表 2. 企業結合会計基準の比較 (出典: SEC [2003] III D)

基準を構成する項目	細則主義基準 (APB 意見書第 16 号)	原則主義基準 (SFAS 第 141 号)	原則オンリー基準
基礎的原則: 企業結合は、ある事業体がある他の事業体あるいは事業の活動に対する支配を獲得したときに生ずる。	Yes. 基準は企業結合の会計処理および報告に言及している。	Yes. 基準は企業結合の会計処理および報告に言及している。	Yes. 基準は企業結合の会計処理および報告に言及している。
目的の明記	No.	Yes.	No.
適用範囲の明記	No.	Yes.	No.
十分な指針	N/A	Yes.	No.
適用範囲の例外	Yes.	No.	No.
ブライトライン	Yes. 持分プーリング法適用要件として 12 規程が存在する。	No. ブライトラインは排除され、すべての企業結合はパーチェス法により処理される。	No.
詳細な適用指針	Yes.	No.	No.
大部に及ぶ追加的指針の必要性	Yes. 当該意見書公表後、SEC スタッフ、AICPA、EITF による詳細な適用指針が追加された。	No.	Not provided. そもそも提供されない。
企業結合の定義	No.	Yes.	No.
比較可能性の達成度	No. 企業結合が持分プーリングに該当するか否かをブライトラインにより判別するため、経済的実質が同じである 2 つの企業結合に対し全く異なる会計処理が適用される。	Yes.	No. 専門的判断に必要となる十分な骨組みと指針を欠いたまま、判断を行使せざるを得ないため、同一取引に異なる会計処理が適用されてしまう。

かなように、米国基準において持分プーリング法が排除された最大の理由は、その(ブライトラインを含む)適用要件を企業が悪用してきた歴史的経緯に求めることができる。この新基準では、仮に持分プーリング法を適用することによって経済的実質を忠実に表現できるような企業結合取引が生じた場合でも、パーチェス法で処理されることになる。このように、会計処理の一元化は、逆に比較可能性を損なう危険も含んでいる。なお、米国の企業結合会計基準と原則主義会計基準の関係について詳しくは Schipper [2003] を参照。

6. まとめ

本稿は、米国会計基準設定の実質的な権限を有する SEC の会計収斂化へ向けた最近の動向を検討した。現在のところ、SEC は米国内で上場あるいは資金調達をする外国企業に対し、米国基準への調整表を付した書類を提出する義務を課しているため、米国において IFRS に準拠した財務諸表がそのままの形で受け入れられるという段階には至っていない。こうした自国中心主義的な開示規制の背景には、IFRSs は米国基準と比較した場合、会計基準としての品質が劣るのではないかという SEC の疑念が存在した。

その一つは、投資家に提供する情報の質に対する疑念であった。そこでは、何よりもまず、企業と投資家（売り手と買い手）の間に存在する情報の非対称性を減じ、効率的な資本市場の形成に寄与する会計基準の役割が問題とされた。しかしながら、資本市場に対する影響という観点から両基準を比較した Leuz [2003] の実証結果が示すところによれば、IFRSs は米国基準と比べて必ずしも劣っているとはいえない。そもそも、両基準が同一市場で対等に認められている状況が稀にしかない以上、こうした観点からの比較には限界がある。

もう一つは、IFRSs は米国基準と比べて、十分な適用指針を用意していないから、基準の厳格な運用が困難なのではあるまいか、という疑念であった。しかしながら、2002 年サーベインズ・オックスリー法の制定を契機に、こうした認識は一変している。SEC が 2003 年に公表した報告書では、米国基準は細則に依存し過ぎているとの批判を受けて、目的志向型という新たな基準設定アプローチが提案されていた。それは、基準書の中に具体的原則と会計目的を組み込むことによって、経営者と監査人に対し取引事象の経済的実質を忠実に表現する会計責任を課し、ひいては彼らと投資家のインセンティブ両立を企図するものであった。また、そうするこ

とにより、大部に及ぶ適用指針の作成を回避することが狙いとされていた。SEC と IASB は基準設定のあり方として目的志向型のアプローチが望ましいとの認識で大筋一致しており、今後この方向で米国基準設定が改革されていくとすれば、IFRSs と米国基準の収斂化はいっそう加速するものと予想される。

参 考 文 献

- American Institute of Certified Public Accountants, *Statement of the Accounting Principles Board No. 4: Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, 1970. (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会 企業会計原則』, 同文館, 1973 年)
- Ashbaugh, H. and P. Olsson, "An Exploratory Study of the Valuation Properties of Cross-Listed Firms' IAS and U. S. GAAP Earnings and Book Value." *The Accounting Review* 77 (2002): 107-126.
- Botosan, C. A. "Disclosure Level and the Cost of Capital." *The Accounting Review* 72 (1997): 323-349.
- Dye, R. A. "Classifications Manipulation and Nash Accounting Standards." *Journal of Accounting Research* 40 (2002): 1125-1162.
- Easterbrook, F. H. and D. R. Fischel, *The Economic Structure of Corporate Law*, Harvard University Press, 1991.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). *Proposal: Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, October, 2002.
- Financial Accounting Standards Board / International Accounting Standards Board, *FASB and IASB Agree to Work Together toward Convergence of Global Accounting Standards*, London, October 29, 2002.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版), 中央経済社, 2002 年)
- Flower, J. *Global Financial Reporting*. Palgrave, 2002.
- Harris, M. S. and K. A. Muller III, "The Market Valuation of IAS versus US-GAAP Accounting Measures Using Form20-F Reconciliation." *Journal of Accounting and Economics* 26 (1999): 285-312.

会計収斂化へ向けた SEC 規制の一側面

- Huddart, S., J. S. Hughes, M. Brunnermeier, “Disclosure Requirements and Stock Exchange Listing Choice in an International Context.” *Journal of Accounting and Economics* 26 (1999): 237-269.
- Leuz, C. “IAS Versus U. S. GAAP: Information Asymmetry-Based Evidence from Germany’s New Market.” *Journal of Accounting Research* 41 (2003): 445-472.
- Levitt, A. “The Importance of High Quality Accounting Standards.” *Accounting Horizon* 12 (1998): 79-82.
- Schipper, K. “Principles-Based Accounting Standards.” *Accounting Horizon* 17 (2003): 61-72.
- Scott, H. A., and P A. Wellons. *International Securities Regulation*. Foundation Press, 2002.
- Securities and Exchange Commission (SEC). Concept Release, File No. S7-04-00, *International Accounting Standards*, February 2000.
- Securities and Exchange Commission (SEC). *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, 2003.
- Sunder, S. “Regulatory Competition among Accounting Standards within and across International Boundaries.” *Journal of Accounting and Public Policy* 21 (2002): 219-234.
- Tweedie, D. *Statement of Sir David Tweedie, Chairman, International Accounting Standards Board before The Committee on Banking, Housing and Affairs of The United States Senate*, Washington, D. C., February 14, 2002.
- 青木浩子『国際証券取引と開示規制』東京大学出版会, 2000年.
- 大村敬一・宇野淳・川北秀隆・俊野雅司『株式市場のマイクロストラクチャー』日本経済新聞社, 1998年.
- 佐藤誠二『会計国際化と資本市場統合』森山書店, 2001年.
- 杉本徳栄「米国 SEC の開示戦略」日本会計研究学会・特別委員会最終報告『国際会計基準の導入に関する総合的研究』, 2003年.

(付記)

本稿は平成 14 年度成城大学教員特別研究助成に基づく研究成果の一部である。